

新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第20号

新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。